

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年10月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日京都市条例第9号）の施行期日は、平成20年10月18日とする。

（建設局土木管理部自転車政策課）